

外国人介護人材への支援策一覧

外国人介護人材の受入環境を整備するため、都道府県等において以下の国の事業を活用することができます。各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、外国人介護人材が日本の介護現場において円滑に就労・定着できるよう積極的にこれらの事業を活用いただきますようお願い致します。

1. 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）

都道府県において地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の以下のメニューを活用することができます。

（１）介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業

①介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対して奨学金の給付等を行う介護施設等に対して、当該給付等にかかる経費の一部を助成することができます。（実施主体：都道府県）

②介護福祉士資格の取得を目指す留学生等の外国人介護人材の受入施設等とのマッチング支援事業

マッチング支援団体が外国人介護人材の送り出し国（海外）において、留学希望者や特定技能等就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供するために必要な経費を助成することができます。（実施主体：都道府県）

なお、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が2018年12月に成立・公布、2019年4月から施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

「特定技能（1号）」で入国し、日本の介護施設等での就労を希望する外国人材についても今年度からマッチング支援の対象になります。

＜本事業の活用例（補助対象経費の例）＞

- ・管内の介護施設等への情報提供を目的に、留学希望者や特定技能による就労希望者等に関する情報収集をするための送り出し国への渡航費、現地滞在費、通訳費
- ・マッチング支援を必要とする管内の介護施設等及び介護福祉士養成施設に関する情報収集に必要な経費
- ・留学希望者や特定技能による就労希望者等に、介護施設等や介護福祉士養成施設の情報を提供するために必要な経費（海外での合同説明会の開催経費や日本の介護に関するPR動画の作成経費等）
- ・マッチング支援を推進することを目的として設置する協議体の運営に必要な経費

(2) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設による外国人留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実習として留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成することができます。(実施主体：都道府県)

(3) 上記以外のメニューを活用するもの

外国人材を明示したメニューは上記(1)・(2)のみですが、基金のメニューにおいて、日本国内で就労する「介護職員」が支援の対象とされているものについては、その介護職員の国籍に関わらず対象とすることができます。これまでも各自治体の基金活用事例を紹介してきたところですが、各都道府県の地域の実情に応じて基金メニューを柔軟にご活用ください。(別添：地域医療介護総合確保基金(介護人材確保分)の活用事例)

2. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

都道府県等において生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の以下のメニューを活用することができます。

(1) 外国人介護人材受入支援事業

介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施するために必要な経費に対して助成することができます。(実施主体：都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた民間団体)

なお、本事業は集合研修を実施することが基本ですが、技能実習生や特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、各地域の実情に沿う方法により研修を実施することも可能です。例えば、研修講師が受入施設に訪問すること(施設訪問型)により研修を実施する方法が考えられますが、事業内容に関する具体的な相談は、福祉人材確保対策室までご連絡ください。

(2) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

EPA又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者(以下「外国人介護福祉士候補者」)が介護福祉士国家試験に合格できるよう、外国人介護福祉士候補者の受入れ施設が行う日本語及び介護分野の専門知識にかかる学習の支援に必要な経費を助成することができます。(実施主体：都道府県)

(3) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進(新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催)」として、社会福祉法人等の小規模法人が連携して、介護分野における特定技能外国人の受入れを促進するために必要な経費を助成することができます。(実施主体：都道府県、市、都道府県又は市が認めた民間団体)

(4) 介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士の資格の取得を目指す外国人留学生を対象に、介護福祉士養成施設において修学のために必要となる資金（授業料等）の貸付けを行うことができます。なお、介護福祉士養成施設を卒業後、１年以内に介護福祉士の登録を行い、貸付けを受けた都道府県内で、５年間介護の業務に従事した場合、返還が免除されます。（実施主体：都道府県、都道府県が適当と認める団体（都道府県社会福祉協議会等））